



第16号  
56.7.1



発行者

山口市駅通り2丁目9番15号  
TEL 山口②5975  
郵便番号 753

印刷所

山口市旭通り1丁目1の6  
桜プリント企業組合  
TEL 山口②1712

- ・所感 ..... 会長 三好敏夫 (2)
- ・公団委員より ..... 古屋明 (2)
- ・本部だより 第34回定期総会を開催 ..... (3)
- 「表示登記の日」第5回無料登記相談実施 ..... (3)

目次

- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| ・図根点設置                    | 岩国支部 井尻富士夫 (4)  |
| ・「忙中閑」                    | 山口支部 石田豊 (6)    |
| ・資料 昭和55年度業務及び取扱事件年計報告集計表 | (7)(8)          |
| ・防長席 最近の補正事件に関連して         | 岩国支部 竹森正孝 (9)   |
| ・隨想 こんな(こんな)事があるろうかい      | 副会長 新本清人 (14)   |
| ・地名のたのしみ ~名田、の地名          | 下関支部 前田博司 (16)  |
| ・お知らせ                     | (5)(13)(19)(20) |

大井橋 (萩市)



山口県土地家屋調査士会

所

## 会長 三好敏夫

調査士の職責については、法第一条の二に「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と規定されている。

「品位を保持する」ということはどんなことか各位と一緒に考えて見よう。

先ず第一に調査士法、会則、規則、規定等法や総会において定められたことは之を遵守することが品位を保持することである。

神奈川県の親戚の者が、萩へ来て、小学生、中学生、高校生徒が制服を着ていることが珍らしいといって、感心していた。

定められたことを守ることが不容易な世の中になっているようである。自己中心的な意見を以って、体制に社会を広く深く見ることができず、さからい気持は、人間形成初期の段階にある者の通弊であろうか。

意見は意見として主張しても、定められたことは遵守することが周囲から見て美しい。

総会や研修会に無届欠席がある。が今後は注意勧告の対象にしなけれ

ば、善良な風習が毀されるおそれがある。

証紙の貼付もきめられた規則の一

つである。これは会務を行う上の財源であるから必ず履行して貰わなければならぬ。

これには金がまつわるから考え方が複雑となる。履行しないものは、品性が卑く見えてしようがない。

理屈をつけて証紙を貼付しなければ一件百円ほど懐具合が樂になるからだ、その辯つまらぬところに金を消費しているものだ。

自分がした仕事に責任が持てない者は品位保持に欠ける。

吾々調査士が誠意仕事をしても、災難に逢ったように依頼人に理解して貰えない時がある。或いは誤って他に損害を与えることも時にはある、この時仲間同志が助け合って解決してもなお損害賠償の責を負うことがある。

損害賠償保険をもつて吾々の経済を守るよう平素から心掛けておけば、信用を博すことができて品位の保持につながる。

感

人の世話をする、町内会の世話をする、地区や会の世話をする我々の周囲から必要な存在として重宝が扱われることは、人間修養の一つの手段であつて品位の向上に役立つものである。

テレビを見るよりは小まめに人の世話をすることの方が人情の機微がわかり、自己のためになり楽しいことである。

調査は、業務に関する法令及び実務に精通しなければならない。業務をどのように行うのか、議論のあるところである。

会則七十八条に会は会員が業務を行いう要領を制定することになつてゐる。

## 公団委員会より

## 古屋明

三月二十四日正副委員長が県庁用地課を訪問し、昭和五六年度(昭和五六年四月より同五七年三月末日迄)

よりの公団委託報酬の値上げについてお願いに行きましたところ、県においておもて我々の要求を了承されて二〇%程度の報酬アップは確実になりました。追って後日土木建築部長名をもつて通知が来ることになりました。

なお、用地課との話し合いの席上、県下の土木事務所においては買収地の相続登記未了が沢山あるが、土木事務所の職員には戸籍とか、相続財

山口会においても、日調連が発行した「土地家屋調査士・調査実施要領(改訂版)」を会則七十八条の指導要領とした。

吾々は表示登記の専門家である調査士は、築地調査要領がある。

山口地方法務局が制定された土地建物実地調査要領がある。

本部だより

第34回定期総会が五月二十四日午前十時半から防府市の防府コ一ビルにおいて開催されました。

本総会場において「法務行政の円滑な運営に格段の努力を尽した者」として、本光松夫・細野毅・岡村正一の三氏が、また「因根点設置作業に協力した者」として山口県公共団体委員会岩国地区整備受託団（代表者浜田年一）がそれぞれ山口地方法務局長表彰を、さらに崎本次郎・高杉勇助・弘田達朗・乗川良介・小林幸平・平山正昭の六氏が山口県土地家屋調査士会会长表彰を受けられました。なお、今総会において、現会長、副会長の全員が再選され、久方ぶりに顔を合わせた会員同志のなごやかな歓談のうちに閉会いたしました。

なれ、新年度における執行部の氏名ならびに役割り分担は次の通りです。

企画・公共事業担当	井尻富士夫	竹内重信	溝口 保一
予備監事	藤井萬	石川昇	高野成雄
綱紀委員	高野茂	崎本次郎	橋本直夫
水戸謙一	龍角信夫	浅原薰	山田直夫
本多薰	酒井誠一	鶴田勝巳	予備綱紀委員
名誉会長	本光	松夫	二年間よろしくお願いいたします

「表示登記の日」の無料登記相談も回を重ねて、今回で五回となりました。

『表示登記の日』

第五回無料登記

相談実施

## 図根点設置について

岩国支部 井 房 富士夫

岩国市内海士路地区に在る、通称  
海士路地区は、地籍調査中に地地勘  
成工事が始まり、測量は地籍調査の  
結果が採用されたが、当該地区内は  
空白の溝、荒子となって現在地圖は  
ない。

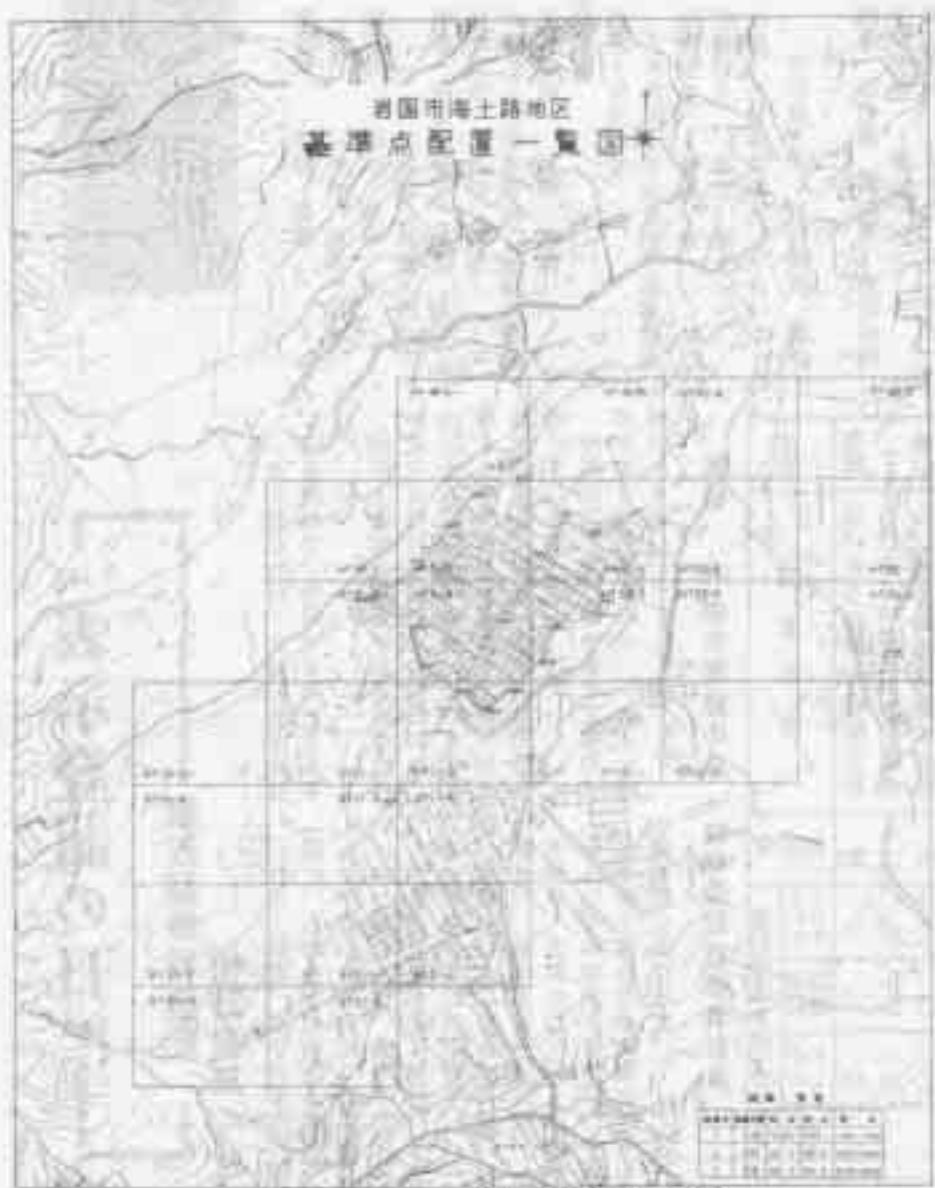
その間、大半は測量後分業で、分  
業登記ができるが、地籍調査で  
複数の地が複数で登記、空日の地  
団の中は区画されるのが多かつて、  
いに分業登記等はとなり、地図用が  
地域に指定され現在は表されておれ  
ず。

測量点設置に於ける問題は、地籍調  
査から始めて始めた時で、その理由は、  
田舎内を走っている道路が既述では  
て、地圖内の反映されでないもの  
で、市道は繋入するところできず、  
いというところ、測量等測定費用  
になってしまふと同時に、各個の位置  
の測定ができないので、自習会が  
各方面に働きかけていたところ、  
所者の了解で、測量点設置が実現し  
た次第です。

設置の方針が決まり、自習会は受  
け入れて、昭和五年二月一日付、八千円百石立内で内申けの事である。

一日約、昭和五年二月末日納付、八千円百石立内で内申けの事である。  
その結果、七十二人、基準点調査、確  
認、測量、測角、測距、計算、トレー  
ル等、測量士担当一日一萬五千  
円として、百九万円の計算となり測  
量費用額六万円を加えると、百五  
万円となるが、測量費用六万

円として、今後の消費について、その道を再  
考する必要がある。測量点設置が完  
了した現在、第三の要望により測量  
結果の後、法務局の協力を得て地籍  
調査をフロントし、完成させる程、  
以下、受託地において研究中である。



お知らせ

山口地方法務局人事異動

新職名	現職名	氏名
広島法務局庶務課長	山口地方法務局総務課長	金沢昭治
山口地方法務局總務課長	松江地方法務局総務課長	中村晴人
広島法務局民事行政部登記課長	山口地方法務局会計課長	柏田幸司郎
山口地方法務局会計課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局公証課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局訟務課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局德山支局長	山口地方法務局戸籍課長	山口英雄
山口地方法務局人権擁護課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
岡山地方法務局人権擁護課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局供託課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局宇部支局長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局人権擁護課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
広島法務局尾道支局長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局總務課長補佐	山口地方法務局公証課長	山口英雄
松江地方法務局益田支局長補佐	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局登记課登記官	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局岩国支局長補佐	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局下関支局長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局岩国支局長補佐	山口地方法務局公証課長	山口英雄
岡山地方法務局第一課企画係長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
山口地方法務局公証課長	山口地方法務局公証課長	山口英雄
宮内	松富	伊藤
石井	真鍋	久行
寺岡	吉岡	
小川	植田	
竹谷	三浦	
堀江	久保	
吉岡	正幸	
鈴木	忠昭	
大庭	孝司	
安行	洋一	
義彦	実義	
良夫	謙	
誠行	誠行	

## 忙中

山口支部 石田 豊

(文中敬称略)

新春、松の内を過ぎて間もなくの頃、「法務局と対抗開幕大会をやろうではないか」という話が持ち上った。

普段は腰が重いが遊ぶこととなると気も軽い。早速司法書士の方へも勧らきかけ会費千円ということでお志を募り、二月十五日司調会館で開催の運びとなつた。

平素何かと忙しく通している先生方も西脇大会の声がかかるといそいそとやってくる。恰も小学生が待ち望んだ遠足へ行く如くである。

当日参加したのは法務局側九名、司調側十二名、いずれ劣らぬ甚キチカ天狗の面々である。法務局側の実力が不明なので申し出のあつた級で対戦することになる。

強いのがいないのか、下手ばかり集めたか有段者はいない、司調側は三段から五段位までバラエティに富んだ布陣である。甚はハンディをつけるので少し位の段差があつても結構である。

定刻十時を少し過ぎて対局開始となる。この瞬間から時は流れを停止した。

少々の悪口を言つても大丈夫、「誰々さんがキトクよ」「うん、そうか」

「お前の女房が浮氣をしているよ」「うん、そうか」上の空である。友達に菓子と間違えて甚石を口に持つて行つた奴がいるがこんな精神状態の時は強い。

その時の気分で二目位は違うようだ。立腹したり、相手を見くびつたりした時はまず負ける。

形勢不利となると誰しも長考するがなかには度をすぎるのがいる。もう打つかも打つかと思って待つているがいつかな打とうとしない。

しかたなくこちらも茶を呑んだり、煙草を吸つたり、はてはわざとアクリをしたり、「長期戦か、下手な考え方むに似たりだ、世間は片眼の人もいるが甚ばかりは一眼では生きられない、まあゆっくり考えてきなはれ」

現在の西脇人口は八百万といわれ、楽しい筈の甚も負けると心穏かでない、誰がこんなものを考えたのかと調べてみると約三千年前に中国で発生し、我国には朝鮮経由で六世紀頃かそれ以前に渡来したらしい。三韓時代の頃である。

仏教と共に伝わったのだろうか、それとも神宮皇后の新羅遣征に關係あるのだろうか、最初は宮廷中心に広まり平安時代には宮廷女性もたしなむようになった。

その頃生まれば十二单の女性と対局できたであろう。鎌倉時代になると武将、僧侶の間にも広まり、戦国末期には本因坊算砂が信長、秀

うちふと気がつくと己の石も一眼しかない、「しまった、セキにしたか、いや攻め合いか、三途の川の渡しどちらが先につくか」と慌てて手数を数えると一手足りない「くそつて奴とは金輪際甚は打たんから」甚打ちならこんな経験をされた方は多いと思う。感情に走ってはいけない、明鏡止水、神の心境が望ましいが言うは易く行うは難しだ。

対法務局戦ともなると「平素は土として御指導、御叱責を頂いているから今日は甚でねんごろに可愛がつて上げよう、江戸の仇は長崎でといふこともあるから」なんて思つたらその途端心気に乱れが生じ敗戦への道を歩むようになる。

いわゆることか小生早々と一勝二敗で優勝應外へ……残念。

楽しい筈の甚も負けると心穏かない、誰がこんなものを考えたのかと調べてみると約三千年前に中国で発生し、我国には朝鮮経由で六世紀頃かそれ以前に渡来したらしい。三韓時代の頃である。

アル中の藤沢秀行甚聖は甚聖戦の時だけ断酒するということだが、本年も四連勝し賞金二千万円を獲得、苦しみつつ断酒して勝負する姿は鬼氣迫るものを感じる。先日はNHK杯の早碁でも優勝しました。爪の垢でも欲しいですね。

吉、家康に仕えたとある。

甚は性格を表わすと言われるが信長はどんな碁を打つたであろうか、轟山焼打ちのように相手の石を皆殺しに行つたに違ひない。甚では負け

ることが多かつたのではないか、秀吉は権謀術策をめぐらし虚々実々の駆引をし、助平根生を出してやりと顔面をほころばしたであろう。狭い敵陣へもぐり込み、してやつたか、秀吉は権謀術策をめぐらし虚々実々の駆引をし、助平根生を出してやりと顔面をほころばしたであろう。

徳川二百六十年の基礎を築いた家

康なら鳴くまで待とう式で形勢不利の時は打たなかつたのではないか、散々相手をじらしてやがて勝ちに導いた筈だ。戦国の英雄達も戦陣の合

い間に鳥驚を聞わせたとは忙しいこ

とでした。

現在の西脇人口は八百万といわれ、賈、量とも元祖の中国を凌いでいますが、これは日本が比較的平和であります。それがこんなものを考えたのかと調べてみると約三千年前に中国で発生し、我国には朝鮮経由で六世紀頃かそれ以前に渡来したらしい。三韓時代の頃である。

アル中の藤沢秀行甚聖は甚聖戦の時だけ断酒するということだが、本年も四連勝し賞金二千万円を獲得、苦しみつつ断酒して勝負する姿は鬼氣迫るものを感じる。先日はNHK杯の早碁でも優勝しました。爪の垢でも欲しいですね。

麻雀も中国が元祖であるが中国人は遊びを考える天才的才能があつた。

橋のとてつもなく大きな実がなつたので割ってみると中では眉もひげも真白な老人二人がにこにこと甚を打っていたと中国の故事にある。甚を打ち続いているうちに何百年何千年が経過した、つまり浦島のような話である。現代のせからしい世の中を想うと今昔の感である。

空想から引戻されて周囲をみると三勝無敗の中からリーグ戦を勝ち抜いてきた萩の三好、山口の小鳴の間で優勝戦だけなわである。

形勢不利とみて敵陣深く撃り込みをかけた三好、迎えうつ小鳴、息詰まる接戦が展開されたが優勢を意識した小鳴にゆるみがあつたか、強引とも見えた三好の打ち込みが成功し宋冠は三好三段の頭上に輝いた。コミを差引いて白三目半勝ちとは優勝戦にふさわしい名局であった。

辺境の地から遠路遥々来山、しかも本日の貢品代の一部は会長のボケケットマネー優勝させてあげなくては……

兎角のうちに和氣あいあいの対抗団碁大会も終り、一人を除いてはあの時こう打つたら俺の勝ちだった、この次こそはと巻土重来を期しつゝ帰途についたのである。

終りに今回相手方が十名ということでしたので愛好者の全員に御案内できなかつたことを残念に思います

昭和 55 年度年計報告集計表

## ① 報酬額別内訳 (総合計より)

## ② 申請手続のみ

会報の表紙を飾った橋シリーズも今号をもって終りとなります。

「橋」は、彼岸と此岸とをつなぐものであり、その両岸をしっかりと結びつけて交流しあう存在として重要な役割りを果すものという元企画部長中村会員の気持のように、会員間の結束の象徴としての「橋」、会員と一般市民を結びつける意味での「橋」など、この会報がいささかなりとも橋の役割りを果すことができましたでしょうか。

新たな企画、新たな表紙に御期待ください。

新メンバーがするけていたということではありません。  
これは更年期のしからしめるところあります。  
はたまた、運動曲線のドン底をさまよっているからでしょうか。  
何となく無気力な今日このごろであります。  
ともあれ現広報部の名誉のために、ここにつつしんでおわび申しあげる次第。

目和釋文

一言おわび申しあげます。会報がこのように遅延したのは、新広報部の責任ではありません。

## 資料

昭和55年度取扱事件年計報告集計表

区分	件数	総計			下関			半島			鹿児島			
		金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	
表 分 類	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	金額	平均	件数	
表 示 正	448	13,014,600	29,050	98	3,113,300	31,786	53	1,459,500	27,538	55	1,473,250	26,786	105	
表 正	8,077	340,198,639	42,119	1,581	57,717,533	35,507	1,737	60,436,855	34,794	576	24,120,945	41,877	1,686	
表 正	661	28,288,050	42,796	128	7,034,400	54,948	221	8,923,300	40,377	43	1,650,600	38,388	104	
表 正	215	3,984,150	1,853	93	1,518,500	16,326	48	962,500	20,053	19	1,679,900	8,837	22	
表 正	1,471	16,418,925	11,162	239	2,864,200	11,954	316	1,018,275	9,552	98	1,485,550	12,097	241	
表 正	7,201	65,380,050	9,079	1,035	10,806,000	10,441	1,381	9,659,310	6,994	478	5,998,640	10,667	1,719	
表 正	148	1,561,950	10,549	19	1,955,200	10,274	18	104,900	5,828	17	217,000	12,765	45	
表 正	18,221	168,846,684	25,731	1,193	83,248,223	26,072	3,774	84,627,730	22,424	1,286	313,913,975	26,371	4,015	
表 正	1,330	92,401,289	69,475	480	38,993,667	83,320	165	9,068,550	55,082	148	7,991,570	53,997	140	
表 正	2,625	4,708,649	1,794	737	2,696,380	3,659	632	511,349	809	94	125,480	1,107	209	
表 正	1,060	18,891,665	17,737	286	13,656,305	46,136	265	1,465,510	5,530	43	765,050	17,792	41	
表 正	5,015	115,911,603	23,113	1,513	56,344,352	37,241	1,062	11,065,409	10,419	287	8,882,100	3,074	390	
表 正	1,095	14,296,565	5,821	238	1,960,450	8,237	262	655,655	2,503	270	1,795,240	6,649	22	
表 正	25,332	599,054,852	23,648	4,944	141,555,025	28,632	5,098	94,348,794	18,899	1,843	44,691,315	24,195	4,637	
表 正	12,865	483,304,689	37,508	2,498	103,618,138	41,630	2,271	74,727,390	32,905	942	32,977,750	35,008	2,711	
表 正	406	19,172,820	47,224	182	9,928,830	54,544	85	2,342,150	36,033	11	304,900	35,900	76	
表 正	2,714	97,116,513	35,522	537	21,371,845	39,802	477	12,25,690	25,677	182	6,715,300	36,898	656	
表 正	178	3,771,684	21,196	49	1,537,974	31,387	33	445,200	13,913	14	251,500	13,237	24	
表 正	3,043	25,300,980	8,314	568	4,961,470	8,775	420	2,576,650	6,187	281	2,508,130	6,935	624	
表 正	340	5,386,225	15,783	78	1,371,455	17,583	56	485,760	8,674	13	319,650	24,568	105	
表 正	243	2,478,950	10,201	39	67,650	17,250	33	236,000	7,152	25	175,000	7,000	75	
表 正	10,829	636,512,171	52,100	3,942	143,458,361	35,545	93,518,140	27,583	1,473	43,342,290	29,425	4,341	126,384,611	
表 正	216	4,930,450	22,825	100	2,447,500	24,475	7	131,800	18,829	3	64,200	21,400	6	
表 正	2,321	2,646,020	1140	982	1,775,490	1,808	491	329,430	671	56	33,250	594	150	
表 正	843	3,052,500	3,621	130	451,200	3,471	161	226,950	1,410	1	8,100	8,100	40	
表 正	3,380	10,428,810	3,145	1,212	4,674,190	3,857	658	688,180	1,046	60	195,550	1,759	196	
表 正	105	2,934,802	27,950	2	54,200	27,100	7	232,985	13,285	4	110,000	27,506	61	
表 正	31	23,314	650,075,783	27,883	5,156	148,196,750	28,743	4,019	94,439,415	23,498	1,537	43,557,860	28,340	4,495
①	②	21	L249130,635円		299,751,777円		196,788,209円		88,149,175円		231,832,668円		249,837,316円	
会 員 登 記			275名		56名		46名		23名		49名		49名	
1会員当金額			4,542,293円		5,174,139円		4,147,570円		3,892,573円		4,731,357円		5,068,721円	

防長席

最近の補正事件に関する

岩国支部竹森正孝

はじめに

正幹部長には申し訳ないが、会報「やまぐち」には骨のある論文が少ないなと思っていた矢先、山口支部木下会員のその名も「少骨少々」「統小骨少々」なる論文が発表され、大いに会報を見直した次第である。元は1月号で、まだ未発行

うである。

日本書院法学全集「機方」、高上  
でも健筆を揮つておられるることは、  
読者諸兄先刻ご承知のことと思う。  
小心者の私などは氏が親友に論文を  
発表され始められた当初は、その内  
容の厳しさからして、氏が業界から  
抹殺されはしないかと密かに心配し  
たものであるが、抹殺されるどころ  
か今や大多数の会員よりの明示・默  
示の支持を得られ、氏の説は県司法  
書士会においては、かつて我妻学説  
が民法学界において占めていたと同  
様の地歩を占めつつあり、私の心配  
はまったくの杞憂に終ったことは氏  
のご家族はもとより、山口会、司法  
書士界ひいては当局のためにも誠に  
ご同慶に堪えない。

今回も氏の論文が楽しめるかなと  
目次を見た処、刺激的な十三文字が  
目に入つた。曰く「憲法感覚に欠け  
る法務事務官」と。

早速一読してさすがは県司法書士  
会企画研修担当理事にして我山口会  
の我妻栄と称される木下氏、本家の  
彼の高名な論文「優越的地位」に優  
るとも劣らぬものではないか。

ここに至つて私の批判精神は夏の  
日の炎天下の極氷の如く溶けてしま  
ったのである。

私は木下論文にまつわる断續な  
苦い思い出があるのでアンチ木下

説（この説は前述の通り今や小数説である）を執られる会員の中にはあるいは「キノシタ」と聞いただけでは吐き気を催される方があるかも知れないが、私もせっかくの博士論文を不憲にされた被害者であることに思い至されてどうかご容赦の程お願ひしたい。

なお、次いでながら「小数説」の方に「キノシタ性嘔吐症」の治療法を極極でお教えしよう。

「憲法感覺……」によれば氏は見掛けによらず腕筋が強そうであるので、氏を汚染源とするこの嘔吐症の病原菌もガン程はないにしても、しつこい夏風邪程度の抗免疫性は有すると判断しなければならない。

しかし決して不治の病ではないので安心されたい。その治療法とはすばり「ベン」を執ることである。

斯様に言えば、何、お前何時から新興宗教のご教祖様になったんだ、ベンと言えば鉛筆のことだろう、鉛筆を持つぐらいで何でこの屋下に蔓延しているショウケツを極める「キノシタ性嘔吐症」が癪るんだ、との怒声が飛ぶかもしれない。

しかし、少数説の諸氏よ、青筋立てて立腹されるなれど、私は決してデータメを並べたてているのではない。

「追い越す目標」とまで称された断の妻学説も今や重要な点に関して必ずしも通説ではなくなってきている。少數説の諸氏よ、諸氏の「嘔吐症」は木下説をして山口会の通説たる地位を追放せしめればたちどころに全快するであろう。

そのためには妻学説を必ずしも通説ではなくした民法学者達の批判精神を学ばねばならない。

「批判精神なる俺の全身に満ち満ちている」とおっしゃる声が聞こえる。よくぞおっしゃってくださいさった。私はその一言を待っていたのである。ここに至れば賢明な読者諸兄はなげ Benson を執ることが「キノシタ性嘔吐症」の唯一無二の治療法であるか判りになつたであらう。

民法学者達は批判精神をベンと曰うミサイルに込めて難攻不落の妻要塞に執拗なる攻撃を加えたのであ

しかるになぜ少数説諸氏は、せつ  
かく会報と言うものがありながら、  
満ち満ちてゐる批判精神をしてキノ  
シタ城を攻略せしめられない。夏風  
邪は少々のことでは通りませぬぞ。  
前書のつもりがとんだ方向に脱線  
してしまった。「どんな補正だった  
んだ」と真面目に心配して読み始め  
て頂いた諸兄には誠に申し訳ない。

一わが民法史に於ける千  
ニュメンタルな学説であつて、民族  
解釈学に從事する後進の追いつき、

民法学者達は批判精神をベンと曰うミサイルに込めて難攻不落の我要塞に執拗なる攻撃を加えたのである。

接土地所有者とはいがなる範囲のものか。

地図の訂正については準則一、二、三条以下の定める処により、特に地籍図に地籍調査当初よりの誤りが発見された場合には左記二つの通達により処理すべきとされている。

通達一 「地籍調査の成果の誤り等の処理について」(昭三八・四・五・経企庁総合開発局国土調査課長指示)

通達二 「地籍調査の成果の誤り等の処理について」(昭四八・一〇)

・一八民三第七六八九号法務省民事局第三課長通知)

通達二はこの場合における申請書の様式等をも定めておりかなり具体的であるが、同通達「四」には「地籍更正の訂正の場合」並びに「地積更正で面積が増加する場合」には、あらかじめ隣接土地所有者等の承諾を得ておかなければならぬ。但し登記所において特に要求がある場合を除き、承諾書の添付を要しない」とある。

私は、A登記所管内の土地につき、宅地として分譲するため、分譲地部分七筆、分譲地内道路部分一筆の計八筆に分筆登記申請手続をなすよう依頼を受けた。

現地は数年前耕作を止め、現況・登記簿共雜種地となっている部分が大多数を占める平坦地である。

筆登記申請をした処、地図と地積測量図との地形が相違するとの指摘を受け、申請を取り下げて原因を調査した処、地図に地籍調査当初よりの誤りがあることが判った。

そこで前記通達二に従い、隣接土地所有者立会の下、境界を確認し、測量の土地積測量図を作成して承諾書に記名押印を求め、これらの添付書類をB町長に提出して地籍調査実施機関たるB町長に地図の修正申出方を要請した。

本ケースは筆界の位置を訂正する地図訂正であり地籍調査の面積計算方法が國上法であるので、筆界の位置訂正の結果を要する筆界に隣接する土地については地積に変動を生ずることとなり、地積の更正をも要することになる。

よって私はこの場合の承諾を得べき隣接土地所有者は「訂正を要する筆界部分に直接隣接する土地所有者」の意であると解しその者の立会にかかるに承諾のみを得た。

しかるにA登記所登記官は「訂正を要する筆界部分に直接隣接する土地」にさらに隣接する全土地所有者」の意であると主張し、B町長に補正方を命じた。

B町においては比較的早期に地籍調査がなされており(申請地は昭和三十年代初め)、所謂赤線、青線等にもすべて地番が付され登記用紙も設けられ当然のことながら地積も記

載されている。

よって登記官の見解である「要訂正筆界に直接接する土地にさから隣接する全土地所有者」を以つて承諾を得べき隣接土地所有者とする、ど」の立返れをあげておられる。

そして表示登記が形式的に処理され、事実と登記の記載が符合しない

正の場合はわずか二十数メートルであるのに運悪く分譲地の一部と直接接する散々と続く赤線との間が問題の筆界であるので、この赤線に接する土地と言ふことになると、大ウナギの寝床に接する石垣の石の数と同様で、例えははるか三百メートル離れた土地とか申請地の南万約二百メートル先を走る新幹線の高架下の土地迄も関係していく。

登記官の見解を容れて立会を求めて国鉄に出向いたとして何であなたの地図訂正にはるか離れた新幹線の高架下の土地が関係するのかと問われれば私は説明に窮するが、登記官はいかに返答されるのであろうか。

昭和五五年六月六日前民事局第三課長清水基氏は調査士法制定三十周年記念に際し「土地家屋調査士の業務と責任」と題して記念講演をされ、そのなかで氏は表示登記は権利登記に比較して非常に立派が目立つ。

その原因として両者の相違が觀念的には理解されてもほんとうに

体で完全に理解されていないこと、両者の相違に対応する形での表示登記車務処理体制(職員の養成、組織機構、実地調査体制、地図の整備など)の立返れをあげておられる。

そして表示登記が形式的に処理され、事実と登記の記載が符合しない

正の場合はわずか二十数メートルであるのに運悪く分譲地の一部と直接接する散々と続く赤線との間が問題の筆界であるので、この赤線に接する土地と言ふことになると、大ウナギの寝床に接する石垣の石の数と同様で、例えははるか三百メートル離れた土地とか申請地の南万約二百メートル先を走る新幹線の高架下の土地迄も関係していく。

登記官の見解を容れて立会を求めて国鉄に出向いたとして何であなたの地図訂正にはるか離れた新幹線の高架下の土地が関係するのかと問われれば私は説明に窮するが、登記官はいかに返答されるのであろうか。

昭和五五年六月六日前民事局第三課長清水基氏は調査士法制定三十周年記念に際し「土地家屋調査士の業務と責任」と題して記念講演をされ、そのなかで氏は表示登記は権利登記に比較して非常に立派が目立つ。

その原因として両者の相違が觀念的には理解されてもほんとうに

立返れをあげておられる。

もつとも私はこの方法は非科学的ではあるにしても現状では止むを得ない点もあると思つていてることを付言しておく。

### 合同法もしくは相似法は科学的か

前述の、私が登記官より指摘された地図と地積測量図との地形の相違を登記官はいかにして発見されたのか少し詳しく述べてみよう。

申請地には縮尺千分の一、精度区分乙一の地籍図より（破格の）昇格を遂げた一七条地図が備えつけられている。

聞く處によるとこれらの地籍図は会計検査院とかのお眼鏡にかない一部には本来の実力以上の評価を受けているものもあるそうである。この一七条地図によると申請地周辺の国根点はすべて道路上に埋石されていることになつて、道路舗装工事のためであろう、今やアスファルトの下で睡眠を貢つてゐるらしく影も形もみえない。

三千平方メートルに少し足りない縫長のやや広い土地の分筆であるのにたよりの国根点は斯様なつたらくである。

丁度岩国・柳井地区の若手有志調査士で月一回測量の勉強会を開いており、光波測距儀を使用してのトラバース測量の勉強をしていたので、みんなの協力を得て三角点間を結ぶ

路線長二キロメートル強の一次路線を組み次いで申請地周辺に約三百メートルの二次路線を組んで、二次の多角点を平板点として測量することとした。

そしてマイラーに距離方眼を引き二次多角点をプロットしてこのマイラーを用いて計画から確定測量迄約半年間、全体だけでも三回、一部分のみならそれ以上の平板測量を行つた。正月明けの北風の吹き抜ける時期にスタートして梅雨入り前によくゴールにたどり着いたわけである。確定測量の結果を縮尺五百分の一で作図し辺長をすべて実測し三辺法で求積して地積測量図とした。

登記官は私の苦心の作品と一七条地図とを、A登記所には透写台が備え付けられていないので止むなく、窓ガラス上で両図の対応する角が重なるように案配良く固定して、（これは相当の熟練を要する）登記官からみて角度に相違が目立つと思われる部分を指摘されたものである。

この方法を幾何学的に説明すれば、

この方法を合同法と名付けよう）はそれなりに相対応する角を重ね合せることにより両図が合同か否かを判別する方法（この方法を合同法と名付けよう）はそれなりに相対応する角を重ね合せることにより角度の一致度を調査して両図が相似か否かを判別する一判断基準としたと言

うことになる。

私のケースではこの「相似法」に

ことである。

より地図と地積測量図との地形の不一致が判明し、実地調査の結果地積測量図と現地とは合致していることになったので、論理必然的に地図と現地とが相違していることとなる。

そして地図・現地間の相違の原因が地籍調査当初に測るものであれば私のケースと同様地図訂正へと進展し、地籍調査後の後発的事由に因るのならその事由に相應した分合筆等の所定の手続を履歴して両者間の不一致を除去解消しなければならないことは読者諸兄の先刻ご承知の通りである。

さて、では登記所愛用の「合同法」もしくは「相似法」は地図の維持管理をその職責の重要な部分の一つとする登記官及び不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資しもつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを職責とする調査士双方にとつて科学的合理性のあるものか否かを検討してみる。

地積測量図の誤差の限度は当該土地についての一七条地図の誤差の限度内でなければならない（準則九七条三項）。

この方法を幾何学的に説明すれば、

両図の縮尺が異なるので両図をぴったり重ね合せることにより両図が合同か否かを判別する方法（この方法を合同法と名付けよう）はそれなりに相対応する角を重ね合せることにより角度の一致度を調査して両図が相似か否かを判別する一判断基準としたと言

ることである。

すなわちいくら現地復元性があると言つてもそれには自ら限度があり、

その限度を越えて復元することは一

七条地図のみでは不可能であり、塊

界標（細則四二条ノ四第二項）の記

載ある地積測量図とか現地精通者と

かの助けを得て初めて可能なのであ

る。

そして精度区分乙一とはどの程度の誤差を許しているのか煩を厭わず掲記してみると一筆地測量における筆界点の位置誤差は平均二乗誤差が二五センチメートル、公差がその三倍の七五センチメートル筆界点間の地上距離と直接測定による距離との差異の公差が〇・一三メートル〇・〇四メートル十ミリメートルとある（国調法施行令別表第四、第五）。なお前述のS及び $\mu$ が何を意味しているかは同表の備考を一読頂きたい。

私は平均二乗誤差とか公差とかの測量学的意義については、調査士及び測量士補の試験範囲中誤差論は一番苦手であり、合格後も勉強していないので、説明は勘弁させて頂くが要するに誤差とは測量学上は断然ムズカシイ、科学的なものなのである。

よって提出された地積測量図が一七条地図の誤差の限度内であるか否かを判別するには、測量学上からは

当に個人的、恣意的、非科学的であると言わざるを得ない。

そこで私は「合同法」もしくは、「相似法」による机上調査のみを根拠に補正を命ぜられた場合、極端な場合は別にして、補正に応じないからと言つて申請を却下できるかどうかは疑問と考える。

今極端な場合は別と言つたがどの程度を以って極端とするのかが「極端」と「非極端」のボーダーラインにおいては「合同法」もしくは「相似法」ではやはり個人的・恣意的となる恐れが多分にあるので、登記としては補正を命ずる以上は国調法施行令別表第四に定める誤差の限度をどの程度オーバーしているかを実地調査のうえ指摘する必要があろう。

そして××年後には、登記官は本ケースと同様な事件については次のように言つて補正を命ずることであ

る。  
「竹森さん、あなたの分筆登記申請について実調を行つきました。地籍測量図に境界線の種類と境界標の打つてある場所の地上位置が明示してあり、現地にも確かに根巻きしたコンクリート杭がありましたので筆界点はすぐ判りました。

かかるあなたのケースをさらに越える大規模な団地の分筆では現地、地図、地積測量図相互間で食違いがかつてあなたのかなで大問題となり、法務局、おき、方々で大問題となり、法務局、調査士会をあげてこの是正方に取り

組み地球上の絶対的位置と言つてもいい平面直角座標系の座標値を持つ基準点を混乱区域内に設置する方法を採用して解決の糸口としたことはあなたも一会员として実作業に当たらただけに記憶に新しい處でしよう。

竹森さんこれはオフレコでお願いしたいのですが当時は我々も国家賠償の問題を真剣に心配したものですよ。勿論倒れた調査士さんも枕を高くしては眠れなかつたと伝え聞いていますね。

まあこういう登記制度の根幹を掘りす大事件は二度とおこしてはならないですね。

話が横道にそれますが私最近イギリスの歴史法学者メインの名著「古代法」を読みました。その中でメインは過去から近代への法の発展過程を「身分から契約へ」の筋にして要を得た言葉で表現しています。

分筆登記の発展過程をメイン調に表現すれば「地積から位置へ」となるんじゃないでしょうか。

具体例をあげて説明すればこういふことになると思います。

申請人及び隣接土地所有者が結託して、地籍調査後に自分等で一寸自動車の出入りに都合が悪いとの理由で一メートル程境界を移動させこの境界を以つて筆界だと指示し、これを調査士さんも信用して指示された境界を筆界として測量したり、あるいは農業用水路を地籍調査後に土地

改良区が拡幅の上セメント張の立派なものとしたが拡幅部分の分筆及び

買収登記手続が予算不足のため未済であるため、水路に隣接する田の分

筆登記の依頼を受けた調査士さんが

拡幅前の現況の境界を地籍図に表示

されている拡幅前の筆界と混同して

測量したり、さらには県道の拡幅で

地所有者の立会を求めて現況の

まま測量し、その測量成果の青焼図面を県が調査士さんの事務所に持ち込み、調査士さんが現況のしかも青

焼の図面上で三斜を切り地図にうまく入らない時には適当に青焼図面の地形を変えて地図に合せて分筆登記を嘱託し、我々も漫然嘱託通りに登記した処が、工事は測量会社が現況で測量した測点を大部はみ出して行っており、工事完了後県は用地杭をはみ出したままの現況通りに打つていつており、はみ出した部分の土地所有者もその事実を知っていないらしく別に文句を言つていないと、正に複合汚染的状況の下、それはみ出し地所有者より測量の依頼を受けた調査士さんが、県と境界立会をし現場に立会のため來たはみ出し地所有者はみ出しの事実に気付かないまま現況を以つて筆界であると確認したので、調査士さんもその通りに測量し、残地は余積しなかつたのでまったくはみ出しの事実に気付かなば恐ろしいものですよ。

これを防ぐには絶対位置（勿論許容誤差内）の誤差は当然ありますよ）の判つてある根点を地籍図、地図等を利用して探し出すなり、あるいは

は根点が亡失している場合には他

の根点あるいはさらに上級の基準

点よりトラバース測量なり平板を使つての国解トラバース測量なりで図

かなりありました。

まあこういう状況ではいくら隣接

土地所有者又は管理人の立会を得て

「筆界」を確認し一秒読みトランシ

フットで何回もの観測をし検定済の

鋼卷尺でミリメートル迄測距し尺定

数、温度、傾斜補正に縮尺、両差補

正迄してコンピューターで小数点以

下十桁近く迄面積を出したところで

その調査士さんの測量の前提となつた「筆界」は言葉の正しい意味での

筆界ではなく、單に境界もしくは占

根点に代る基準点を設け、この図根点もしくはこれに代る基準点を与えるとして地籍図を現地に復元してみる必要があります。

そしてこの復元した筆界と申請人等の主張する筆界との合致度を調査してみることですね。

私は現行の土地家屋調査士の資格を「土地調査士」と「家屋調査士」に分するので、「土地調査士」についての試験委員になつてくれ、実技試験担当をやつてくれということになればこの復元測量を必ず出題しますがね。

そうそう調査士資格二分論に関連して私は昭和五六六年六月開催の調査士会岩国支部総会において柳井のSさんが測量のできない会員は土地の測量は止めて欲しい旨の発言をされたと伝え聞いたことを思い出しますね。

Sさんはあなた達有志の勉強会のリーダー的存在でトランシットは言うに於ばず光波、コンピューター、プロッター等を使いこなせ相当手広く仕事をされているそうですね。

Sさんは他の調査士さんの測られた隣地を測られる時に、その調査士さんの測られた土地の絶対位置の相違に随分突当られたのでしょうか。

無礼な発言だと片付ける前にSさんの発言の真意に思いを至して反省すべき点は十分反省すべきでしょうね。

しかし今では岩国支部の皆さんは企画委員会の諸氏の努力でみんなトランシットは使いこなせるようになります。地積は位置が決まれば自ずから算出できるものですからね。

まあそういう訳で我々も今じゃ地積よりも位置重視の実調をしています。地積なんてと言っちゃ何ですかね。

そうそう測量の個々の区画の測量はあなたの腕を信頼して調査せず、現地の外周とあなたの提出された地積測量図及び一七条地図のそれとの精度区分内での合致度をチェックボイントとして調査しました。あなたもご存知通りかつては特に造成工事の段階で一七条地図上での外周よりはみ出したりひっこんだりして施工されてしまい、本来ならないのに、再分筆と言うことになると大変なので、地積測量図を一七条地図に合せたり（従って地積測量図は正しく現地を反映していないわけです）、あるいは我々の能力を見くびつてか地積測量図を一七条地図と違う縮尺で作成し、現地と地積測量図とは合致するが地積測量図と（従つて現地とも）一七条地図とは合致しないと言うようなことが一部ありました。

そこで私の所の二十秒読みトラン

シットと光波を十分調整して、最近国土建設学院での一年研修を終えて帰つて来たばかりの表示登記係の有志若手技官に観測させました。どうも観測ばかりは视力が良くありませんとね……。

まあ一昔前の昭和五六年七月一日に施行されました当局実調要領二条によれば地積の検査には最低筆界点間の二辺以上を測定してうんぬんとあるんですが、今では日本全国の全登記所にトランシットに光波が配布されましてね、計算の方は登記電算化が数年前に全国完了しましたのでシステムのほんの一部に組込んであるプログラムを使えば誤りでなく、『要領』も改正されました。

あなたもご存知通りかつては特に造成工事の段階で一七条地図上での外周よりはみ出したりひっこんだりして施工されてしまい、本来ならないのに、再分筆と言うことになると大変なので、地積測量図を一七条地図に合せたり（従つて地積測量図は正しく現地を反映していないわけです）、あるいは我々の能力を見くびつてか地積測量図を一七条地図と違う縮尺で作成し、現地と地積測量図とは合致するが地積測量図と（従つて現地とも）一七条地図とは合致しないと言うようなことが一部ありました。

実調なら是非私をという職員が多くて私もうれしい悲鳴ですよ。おっと、余談が長くなり過ぎた。

一度許容限度は位置誤差が……、距離誤差が……となっています。実調の結果は……、あなたのは……、よって誤差の限度を少し超えてますので残念ながら補正ということがあります。『要領』に記載されています。

（昭五六・六・三〇記）

## ロマンへの旅立ち

古田武彦著

### 「失われた九州王朝」

「日本の古代史は虚構の育柱に貫かれてきた」に始まるこの書には、歴史の「定説」に挑戦する著者の強烈な論理が充満している。

古田史観に触発されて、自分なりの「九州王朝」を構築してみたのも、「史疑」の楽しみというべきなものでしたよ。

（朝日新聞社刊）

## 「地図のたのしみ」

細 淳一著

地図は、見なれた場所をワンドラントに変える魔性を持っている。まだ見ぬ土地のイメージを地図に探ることもできる。

地図との出会いがどれほど楽しいものか。その魅力に惹きこまれるのはあなたかもしれない。



◎贈与を受けた財産は居住用の不動産又は資金であること。

○贈与を受けた年の翌年三月十五日迄に受贈に係る不動産に実際居住し、その後も引続いて居住する見込であること。

なおこの配偶者控除は一生に一度しか受けられない。と定められている。とすればこのA、Bの夫婦は結婚して十一年の経過であるから当然同法二条の五にあてはまる。

するとどうなる。さてどんなことが起るだろうか。

贈与税を翌年三月迄に所轄税務署に対して金一八一万円の納入義務が生ずるであろう。

調査士先生の受託時におけるこのあたりの質問、調査不充分乃至は指導に適切を欠いたために生じた代償としては依頼人には余りにもみじめである。

支払義務の生ずる苦もない贈与税額を聞いたとたんAB夫婦は驚き腰をも抜かさんばかりの表情は何んと想像しても、ア、嘘、げに恐ろしや。心すべきことにこそである。

ではこれを改めるについて、先ず建築確認申請に基づく工事の完了届乃至は検査済証の交付前であれば申請事項の記載の変更、更正は可能であろうし、不動産登記上の持分の更正、又は真正なる登記名義の回復等についての申請手続並びに登記免許税等の費用負担の問題等々、依頼人

とすれば予想もしなかった無駄な出費である。

一般論として建築するには当初の計画予算と決算時の支出額の大増は通常とされているけれどもこのようなことから生ずる支出増は苛酷といふも甚だおろかなり。である。

同オフ。何んだと。農は土地家屋調査士だ。税のことは税理士の分野だから農は知らん。と逃げることも可能かも知れない。

又、税のこともあるから充分調べて來いと言う先生もあるかも知れないが、一般的に建築主は素人であり土地家屋調査士の門ともいべき事務所を訪れてこそ安心して相談し、表示に関する調査測量やこれに基づくすべての手続を委託することでもつて納得するのである。

我等調査士は、地域社会から最も信頼されるエキスパートとして税法も必要に応じて知り、あらゆる分野に亘り常日頃から研さんを重ね、受託に当っては慎重を期して、益々職域の拡充に努力したいものである。

## 「土地家屋調査士」三〇〇号記念論文募集集

お知らせ

1. 日調連が左記の通り「土地家屋調査士」三〇〇号記念論文を募集しています。多数ご応募ください。
2. 星調査士三〇〇号記念論文を募集しています。多数ご応募ください。
3. 締め切り 昭和五六年一〇月未必着

### 記念号の課題

#### 1. 調査士制度の発展と会報の役割

#### 2. 「土地家屋調査士」三〇〇号を願りみて

#### 3. 八〇年代の会報に期待するもの

#### 4. 業務改善のための会報のありかた

#### 5. 広報活動の推進について

### 発表

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 六、発表          | 七、謝礼                          |
| 昭和五七年一月発行     | 三〇〇号記念号誌上                     |
| 新橋駅前ビル一号館     | 日本土地家屋調査士会連合会記念論文係宛           |
| 五、応募資格        | 土地家屋調査士                       |
| 四、タイトルについては以上 | の課題の趣旨であれば若干の意味の違いは差し支えありません。 |
| 三、原稿枚数        | 1. 二〇〇字詰または四〇〇字詰原稿用紙を使用のこと    |

- |    |     |
|----|-----|
| 佳作 | 一万円 |
|    | 七名  |



## 地名のたのしみ

## 名田の地名

下関支部 前田博司

下関市内にある武久という地名は

神功皇后が三韓征伐におもむくとき  
に、ここで武運長久を祈念したこと  
から、つづめて武久と呼ぶようにな  
ったとか、清末は、同じく神功皇后  
が渡海の船材に使用するため、厚狭  
郡の大樹を切りたおしたところ、当地  
の地に木の末があたつたこと、当地  
の石井の池の清水から、清末と言いう  
ようになったなど、はなはだ眉唾も  
のの地名解説がされてきた。

こうした地名の由緒話はさておい  
て、地名を探ってゆくと、そこに或  
る共通項を持つたグループが存在す  
ることに気づく。

たとえば、武久・清末・有富など  
いずれも好ましい文字の二字による  
組合せによって地名が作られている。  
こうした、好字二字の組合せにな  
る地名がいわゆる「名」(みょう)  
あるいは「名田」(みょうでん)と  
いわれるものである。

中世、莊園制の発展とともに、  
在地の土豪や武士たちは、莊園領主  
のもとで、開墾の下請けする権利を  
得て、各自の労力と資力をもつて  
未開の原野をひらいて耕地とひろげ

ていった。

そうした開墾地に自分の占有を示  
すため、自分の名を付けた。

これがいわゆる「名田」と呼ばれ  
るもので、開墾の下請け人の数が多  
ければ多いほど、また開墾地が細分  
化されればされるほど、その土地を  
他と区分するに足る地形上の特徴が  
稀薄になって適切な自然地名を採用  
することがむずかしくなってきたと  
いうことも、こうした名田地名が成  
立した理由の一つかもしれない。

こうした好字二字の組合せは、莊  
園期の下級武士階層の人たちの名乗  
りであったものらしい。

柳田国男は「地名の研究」のなか  
で「昔の人名は今とわずかの相違が  
ある。またあの時代の貴族名乗とも  
少し違うようである。最も流行した  
のは久・延・吉・則・貞・利・元・  
友・充・宗などの好字、國・末(季)  
といふものもある。」などという縁起を祝つたのもある。

これらの文字を二つずつ合わせたの  
が庄園盛時の身分の低い武士の名で  
あつたらしく」と述べている。

下関の現在の市域の内で、おそらく

くこうした名田地名と考えられる地  
名を拾いあげてみると、

大字では武久・清末・有富・延行  
・富任・員光・正吉(永田郷の古称)  
小字では竹富(幡生)・重武・有

重(綾羅木)・金富(伊倉)・貞

國山・末広・近広・延常・吉成(楠

乃)・吉近(秋根)・正光(井田)、

時安・友則・長久(富任)・時安(蒲生賀)・千穂(安國)・長房・

正広・行広(吉見下)・有安・永久(勝谷)・貞恒・末延・年永・宗歲

・宗広・宗房(吉見上)・宗教(永田郷)・威久・正村・安常(吉母)、

有光・有安・常久・森貞・雪近(内日下)・高橋(員光)・国末(阿内)、

未光・時末・千房(清末)・盛貞(小月)・国長・国成・貞常・常久

・安国・安森(吉田)などざつと拾

いあげても五十五件ほどが該当しそうである。

このなかには、あるいは名田地名  
でないものも混入しているかもしれ  
ないが、このした地名を構成する文  
字が、その組合せこそちがつてはい  
るもの、重複して使用させている  
ことに気付く。

事実・有・國・貞・末・常・永・  
久・廣・光・安の10字でその全体の

半数以上を占めており、全体では34

字しか使われていない。

先にあげた柳田国男の指摘とは、  
その名を現在の吉母の小字名に見る  
ことができ、楠乃の百国山は同じく  
この名田の開墾に関与したことによ  
る。柳田の貞恒が吉田楠守貞恒に由来する  
とする伝承も、「地下上申」で吉

永田郷の古い呼び名である正吉は  
むかし日野正吉という貴族がこの地  
を領したことから、この地名が起つ  
たとする伝承も、「地下上申」で吉  
田の貞恒が吉田楠守貞恒に由来する  
としているもの、そうした人物が実  
在したかどうかは別として、正吉と  
か貞恒といつた名乗りの武士たちが  
この名田の開墾に関与したことによ  
る。

永禄十二年(西暦一五六九年)の一  
宮文書には吉母に關係ある人名と  
して成久・安恒などの記載があるが、  
その名を現在の吉母の小字名に見る  
ことができ、楠乃の百国山は同じく  
この名田の開墾に関与したことによ  
る。柳田の貞恒が吉田楠守貞恒に由来する  
とする伝承も、「地下上申」で吉  
田の貞恒が吉田楠守貞恒に由来する  
としているもの、そうした人物が実  
在したかどうかは別として、正吉と  
か貞恒といつた名乗りの武士たちが  
この名田の開墾に関与したことによ  
る。

こうした人々の名乗りにもとづい  
て名づけられた名田が、やがてその  
土地に根をおろして住みついた子孫

下関市域の名田地名の組合せ(55年)

使用類度	使用文字
7	安
6	末・常(恒)、久
5	有・國・貞永(長)、光(満)、広(弘)
4	富正宗
3	武(竹)・近・時・成・延・房・盛(森)・行(雪)・吉
2	重・千・年(歳)・則
1	員・金・清・高・村・任・德・友
合計 34字	

たちの姓になつていった例も数多く見受けられる。

武久に隠った武久氏はその好例で、武久名地頭職永富氏がいつしか武久姓を名乗るようになつたものである。

柳田国男はまた「地名の研究」で、「その地に住んだ武士で在名を家名にした者が今日国光某、久末某などといった。人はよく名前のような苗字だなどと笑うけれども、実際名前が回り回って家名になつたのである」と名田地名と家名との関係について説明している。

また、下関市内には、古文書によれば前記の名田以外にも数多くの名田地名が見受けられる。

広恒名、清末別府内守綱名、光富名、成富名、富安、安成名、末松名、則貞、重富名、國弘、松富、恒武、武富、武松、恒安名、包富名など。

また、古文書に見える是松・成用などの地名も、現在の轄生のは松、掠野の成持といった字名と対応していることからこれも名田地名であるように思われる。

山口県内において名田地名と考えられる地名を「山口県地名明和書」から抜き出してみると、凡そ五百五十例ほどがピックアップできるが、その組合せでは、森(盛・守)・国・光(満)・長(永)・徳(茂)・廣(弘)などが比較的に多く用いられている。こうした名田は一般に西日本ではごく小さなもののがほとんどであり、

のみ成立したのではなく、数多くの百姓名田も存在していたことはいうまでもない。

しかし、百姓名田の多くは自然地名に隠ったもののように、現存する百姓名田の地名は当地ではほとんど見られない。

武士の名田のように好字二字の組合せではないために、他の地名と判然と区別できかねるのであろうか。綾羅木の小字名に見られる助三(すけそう)惣八(そうはち)など

いつしか、その表面におぼろげながら解答の構図が浮かびあがつくるのを気にして、杜氏が酒蔵に銘酒の醸造を待つ醍醐味と共に通じたものではないだろうか。

山口県内における名田地名の組合(約550例)

1. 森(守)(盛)	70	11. 貞(定)	39
2. 国	60	12. 安(延)	38
3. 光(満)	55	13. 行(金)	35
4. 長(水)	47	14. 清(近)	32
5. 徳	44	15. 久(成)	30
6. 宗	44	16. 吉(能)	29
7. 末	43	17. 正(政)	29
8. 正	42	18. 重(茂)	26
9. 重	40	19. 広(弘)	22
10. 広	40	20. 幸(吉)	20

## 無料登記相談の質疑内容集計

建物表示(新・増等、減失)	10
分合筆、地積更正	8
地目変更	4
境界問題	13
所在不明の土地	2
相続	13
所有権移転	8
造成工事の紛争など	2
報酬額	1
農地申請関係	3
道路問題	2
その他権利関係	4
	計 70 件

注 (相談者が二件以上質問の場合もあるため)  
(合計は相談件数と合致しない。)

## 表紙写真説明

## 大井橋（萩市）

思えば、これまでに  
いくつもの橋を

齧ったことだろう  
そのせうにはどんな感想が貯  
がっているのだろうと尋ねたため  
かしながら語っていた音

橋を見るだけに

次第に田舎地が近くなっ  
て、ひとまわり大きくなる橋で  
かなあなたと、つい口にする日  
が



三好会長  
小学生時代の作品  
ありし日の 大井橋



▲ 小学4年のころ



▼ 小学6年のころ



▲ 小学1年のころ



▼ 小学5年のころ

かけの声

三好会長は、道路をまちがえたん  
じゃないかなー

## 会務報告(1月~6月)



一月	二日(月)	法・司・調三者協議会(於司調会館)
二月	八日(土)	合同部会(於長門市)
三月	二日(木)	中国ブロック協議会会長・企画部会(於広島市)
四月	二日(金)	全国会長会議(於広島市)
五月	二日(水)	本部主催事務研修会(於山口市)
六月	二日(火)	総務部会(於司調会館)
七月	二日(木)	企画部会(於司調会館)
八月	二日(木)	研究推進委員協議会(於司調会館)
九月	二日(木)	自主支部長会(於徳山市)
十月	二日(木)	新入会員研修会(於司調会館)
十一月	二日(木)	総務部会(於司調会館)
十二月	二日(木)	監査会(於司調会館)

表示登記の日・無料相談・県下九カ所開催  
会館運営委員会(於司調会館) 五五年度決算他  
理事会・支部長会(於司調会報) 五五年度決算・  
五六年度事業計画策定

六月	六日(土)	徳山支部総会(於徳山市丸福ホテル) 新本副会長出席
七月	二日(木)	萩支部総会(於長門市グランドパレス) 三好会長出席
八月	六日(土)	宇部支部総会(於宇部市福祉社会館) 中原副会長出席
九月	六日(土)	岩国支部総会(於柳井商工会館) 三好会長出席
十月	八日(月)	中国ブロック協議会会长会長会(於広島市) 三好会長・西山副会長出席
十一月	七日(日)	会長・副会長会(於司調会館)
十二月	二日(木)	日調連総会(於熱河市) 三好会長・西山副会長出席
一月	二日(木)	下関支部総会(於下関市社会福祉センター) 三好会長出席
二月	二日(木)	理事会支部長会他役員合同会議(於山口市榮香亭) 部会編成、五六年度事業実施について他
三月	二日(木)	企画部会(於司調会館)
四月	二日(木)	研究推進委員協議会(於司調会館)
五月	二日(木)	自主支部長会(於徳山市)
六月	二日(木)	新入会員研修会(於司調会館)
七月	二日(木)	総務部会(於司調会館)
八月	二日(木)	監査会(於司調会館)
九月	二日(木)	表示登記の日・無料相談・県下九カ所開催 会館運営委員会(於司調会館) 五五年度決算他 理事会・支部長会(於司調会報) 五五年度決算・ 五六年度事業計画策定
十月	二日(木)	法・司・調三者協議会(於司調会館)
十一月	二日(木)	総会打合会(於防府市) 第三回定期総会(於防府市コープビル)
十二月	二日(木)	法・司・調三者協議会(於司調会館)
一月	二日(木)	企画部会
二月	二日(木)	登記課との協議会
三月	二日(木)	経理部会
四月	二日(木)	広報部会
五月	二日(木)	企画部会
六月	二日(木)	登記課との協議会
七月	二日(木)	企画部会
八月	二日(木)	登記課との協議会
九月	二日(木)	企画部会
十月	二日(木)	企画部会
十一月	二日(木)	企画部会
十二月	二日(木)	企画部会

## 行事予定



会員異動状況報告

会報やまぐち第十五号の木下勝会員の論文中に左記の通り  
重大な誤植がありました。

支部	氏名	異動年月日	異動事由	備考
下関	宇一進	五六年二月二日	休業届	
下関	大隅口	五六・二・一二	休業届	
岩山 国口	福田 真一	五六・三・一一	変事務所更迭	
平井 景	平井 敏	五六・二・二	疾病により休業	
		○○番地の一一	下関市幡生宮の下町二〇番五号	
		○○番地の一一	豊浦郡豊浦町大字川棚七	
八 大島 三 郡	八 島 寿 町	一 八 号	防府市寿町二番一八号	
久 賀 町	久 賀 四			

## 二、事務所変更その他

編集雜記

★大骨小骨ならぬ、木下会長の  
々小骨少々々（「少々々」というタイ  
トルには少々異論があるところです  
が）も二回で終りかと残念に思つて  
いましたが、岩国竹森会員が、そ  
の続々篇を寄せてくれました。  
これも用心しないと、のどに小骨  
が突き刺さるおそれがありますが、  
なかなかの味わいです。

報部は陣容一新のフレッシュメンバードで選出いたしました。  
新たな企画のもとに、開かれた紙面作りに取り組んでいきたいと意願しています。  
会員諸氏の協力をのぞんでやみません。  
★あなたの御意見をお待ちします。  
事務局あてにどうぞ。

★昨年に引きつづきこのごろ異常気象の発発が何かしら先行きの不安を感じさせます。それに、相も愛らぬ不配一色。

ミッテラン・ショックがしぼし吹き荒れましたが、我が国は自民絶対多数にあぐらをかいて、折角の行革も大骨小骨抜きに落ちつきそうな気配。

★土地家屋調査士会は、三好会長が油の乗りきった二期目の任期を迎えた。

★広報部の怠慢から、会報発行が一号分抜け落ちてしまいました。今号はそのおわびもかねて、盛り沢山の内容の増ページでお送りいたします。

さて、今期の理事選任により、広

七頁第一段二五行、二六行	堀えられない
第二段十四行	挺つて立つた
第三段十四行、十五行	堀えられない
三十三行	すぐ
第四段十八行	ことを
八頁第一段五行	いのだ。だうか
第二段二十八行	べきが ある
九頁第三段二十一行	常々
	堀らない
	須らく
	ることも
	いるのだろ
	べきである
	正